

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

秋田県教育委員会規則第十三号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則（平成元年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（志願手続）</p> <p>第九条 入学を志願する者は、入学願書を出身の中学校長、義務教育学校校長又は出身中等教育学校校長を経て校長に提出しなければならない。</p> <p>（入学手続）</p> <p>第十一条 入学（編入学、再入学及び転入学を含む。）を許可された者は、三十日以内に、保護者（未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）が連署した誓約書（様式第三号）及び住民票を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（保護者等の変更の届出）</p> <p>第十二条 保護者又は保証人に変更があったときは、保護者（保護者に変更があった場合は、変更後の保護者）は、速やかに保護者（保証人）変更届（様式第四号）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（志願手続）</p> <p>第九条 入学を志願する者は、入学願書（様式第三号）を出身の中学校長、義務教育学校校長又は出身中等教育学校校長を経て校長に提出しなければならない。</p> <p>（入学手続）</p> <p>第十一条 入学（編入学、再入学及び転入学を含む。）を許可された者は、三十日以内に、保護者（未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）が連署した誓約書（様式第四号）及び住民票を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（保護者等の変更の届出）</p> <p>第十二条 保護者又は保証人に変更があったときは、保護者（保護者に変更があった場合は、変更後の保護者）は、速やかに保護者（保証人）変更届（様式第五号）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

3 保護者又は保証人の氏名又は住所に変更があつたときは、保護者は、速やかに保護者（保証人）氏名（住所）変更届（様式第五号）を校長に提出しなければならない。

（欠席）

第十三条 生徒が欠席しようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に欠席届（様式第六号）を提出しなければならない。

2 略

（休学）

第十四条 生徒が病気その他やむを得ない事由により二月以上にわたり出席することができない場合は、あらかじめその期間を定めて、保護者連署の上、休学許可願（様式第七号）を校長に提出しなければならない。この場合において、病気により出席できないときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 略

（復学）

第十五条 休学中の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者連署の上、復学許可願（様式第八号）を校長に提出しなければならない。この場合において、病気により休学した生徒が復学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

（転入学）

第十七条 生徒が転入学をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に転入学願（様式第九号）を提出しなければならない。

（転学及び転籍）

3 保護者又は保証人の氏名又は住所に変更があつたときは、保護者は、速やかに保護者（保証人）氏名（住所）変更届（様式第六号）を校長に提出しなければならない。

（欠席）

第十三条 生徒が欠席しようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に欠席届（様式第七号）を提出しなければならない。

2 略

（休学）

第十四条 生徒が病気その他やむを得ない事由により二月以上にわたり出席することができない場合は、あらかじめその期間を定めて、保護者連署の上、休学許可願（様式第八号）を校長に提出しなければならない。この場合において、病気により出席できないときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 略

（復学）

第十五条 休学中の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者連署の上、復学許可願（様式第九号）を校長に提出しなければならない。この場合において、病気により休学した生徒が復学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

（転入学）

第十七条 生徒が転入学をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に転入学願（様式第十号）を提出しなければならない。

（転学及び転籍）

第十八条 生徒が転学及び転籍をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に転学（転籍）許可願（様式第十号）を提出しなければならない。

（留学）

第十九条 生徒が留学をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に留学許可願（様式第十一号）を提出しなければならない。

（退学）

第二十条 生徒が退学をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に退学許可願（様式第十二号）を提出しなければならない。この場合において、病気により退学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

（休学等許可通知書の交付）

第二十一条 校長は、休学、復学、再入学、転入学、転学、転籍、留學又は退学を許可したときは、休学（復学、再入学、転入学、転学、転籍、留學、退学）許可通知書（様式第十三号）を当該願出人に交付するものとする。

（懲戒）

第二十三条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることとはでない。

2 5 略

6 停学又は退学の処分を行うときは、停学（退学）処分通知書（様式第十四号）によってしなければならない。

第十八条 生徒が転学及び転籍をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に転学（転籍）許可願（様式第十一号）を提出しなければならない。

（留学）

第十九条 生徒が留学をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に留学許可願（様式第十二号）を提出しなければならない。

（退学）

第二十条 生徒が退学をしようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に退学許可願（様式第十三号）を提出しなければならない。この場合において、病気により退学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

（休学等許可通知書の交付）

第二十一条 校長は、休学、復学、再入学、転入学、転学、転籍、留學又は退学を許可したときは、休学（復学、再入学、転入学、転学、転籍、留學、退学）許可通知書（様式第十四号）を当該願出人に交付するものとする。

（懲戒）

第二十三条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることとはでない。

2 5 略

6 停学又は退学の処分を行うときは、停学（退学）処分通知書（様式第十五号）によってなければならない。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。